

○津山工業高等専門学校経営戦略会議規程

平成22年4月27日
規程第11号

改正 平成27年1月28日規程第3号

(設置の趣旨)

第1条 津山工業高等専門学校（以下「津山高専」という。）に、津山高専の経営（学校運営，教育，研究）に関し，特に重要な事項または緊急を要する重要事項を審議または決定するために，経営戦略会議（以下「戦略会議」という。）を置く。

(責務)

第2条 前条に定める事項について戦略会議が調査及び審議し，校長が決定する。

(組織)

第3条 戦略会議は，次の各号に掲げる者で組織する。

- (1) 校長
- (2) 副校長
- (3) 各主事
- (4) 専攻科長
- (5) 地域共同テクノセンター長
- (6) 広報委員会委員長
- (7) 事務部長
- (8) その他校長が必要と認める者

(ワーキンググループの設置)

第4条 校長の決定に基づき，経営上の戦略を検討及び実施させるため，戦略会議の下に各種ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループの運営及び組織に関することは，別に定める。

(雑則)

第5条 戦略会議に関する事務は，総務課において処理する。

附 則

この規程は，平成22年4月27日から施行し，平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は，平成27年4月1日から施行する。